

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	第3回 和泉市文書館業務検討委員会
開催日時	令和3年2月16日（火）午後2時から午後4時まで
開催場所	オンライン会議
出席者	塚田委員長、佐賀副委員長、佐々木委員、島田委員、前田委員 事務局：生涯学習部 辻部長、辻野次長、文化遺産活用課 森下課長、乾総括参事、千葉係長、山下、永堅、細川、総務部総務管財室 門林総務担当課長
会議の議題	1. 文書館業務にかかる基本的な考え方について 2. その他(事務連絡等)
会議の要旨	1. 前回（第2回）の議論を踏まえ、文書館業務にかかる基本的な考え方について、事務局から修正案を提案した 2. 事務局修正案について審議を行った 3. 次回（第4回）については5月を予定
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議は公開（オンラインのみ）とした。 傍聴者はなし。

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

・司会（文化遺産活用課長 森下）

第3回和泉市文書館業務検討委員会を開会します。本日の進行を務めます文化遺産活用課の森下です。本日は初のオンライン会議なので、不手際もあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

議事に入ります前に配布資料の確認をします。《配布資料の確認を行う》

本日の出席委員ですが、オンラインで塚田委員長、佐賀副委員長、佐々木委員、島田委員にご参加いただいています。前田委員には事務局と同じ部屋に来ていただいています。委員全員がお揃いなので、当委員会規則第6条第2項の規定により会議が成立していることをご報告します。

事務局については、この会議室に私と文化遺産活用課の細川、山下、総務管財室の門林課長がいます。生涯学習部の辻野次長、文化遺産活用課の乾総括参事、千葉係長、市史編さん室の永堅が自席の端末から参加しています。生涯学習部の辻部長は、他の公務があり遅れて自席から参加します。

以後の進行につきましては、塚田委員長にお願いいたします。

・塚田委員長

前回同様、この会議には非公開の要件がありませんので公開にて開催しますが、今回はオンライン会議のため傍聴を事前申込制にしました。傍聴の応募状況についてはいかがでしょうか。

・事務局（森下）

傍聴の応募者はございませんでした。

・委員長

わかりました。会議録については後日公開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

・全委員

異議なし

・委員長

前回会議では、事務局から提案のあった「（仮称）いずみの国文書館業務に関する基本的な考え方」について議論しました。そこでの意見を受けて、事務局で修正案を作成したので、今回はそれを検討し、さらに議論を深めたいと思います。次回の会議で内容を固め、その後教育委員会へ答申する予定です。

それでは、事務局から修正案の説明をお願いします。

・事務局（文化遺産活用課 細川）

文化遺産活用課の細川です。資料「見え消し版」を用いて修正した箇所をご説明します。「溶け込み版」は適宜ご参照ください。

前回と今回の議論を踏まえて「（仮称）いずみの国文書館業務に関する基本的な考え方について」

の内容を固めたいと思います。今回で論点を出し尽くすことができればと思います。

1 ページ目から順に説明します。まず「はじめに」ですが、ここは章番号がないほうがよいとのご指摘があり、番号を削除しました。それにともない、以降の番号についても修正しました。ほか数点の修正がありますがいずれも語句の修正です。内容に関わる修正点はないので、確認のみとします。

2 ページの「文書館の基本理念」についてご説明します。4 行目に「地域の公共財である文書を通して」と加えました。「地域の公共財」は、全体を通して大きな論点になると思いますので、基本理念に書き加えたものです。文書館で扱う資料は地域の公共財だということを基本理念に位置づけたということです。

2 段落目の修正点は、鍵括弧の位置に誤りがあったため修正したものです。

3 段落目については、「基本理念」の中に、キャッチフレーズのような文言を入れたいということで、前回ご提示した事務局案で「ダミー」を入れていたところです。その後、良い案が出ず、「ダミー」をほぼそのまま載せています。ただ、より「キャッチフレーズらしく」するために「過去に学び、現在（いま）を捉え、未来（さき）を見通す文書館」とルビをふってみました。

また、この段落の文章そのものも修正をしました。前回の案では前の部分を受け、「このことから『過去に学び...』を文書館の基本理念として提言します」としていましたが、「以上のことを文書館の基本理念として一言で集約すると...」と改めました。

次の「文書館の役割」については、1 段落目は文法的な誤りを修正したものです。それから、3 ページ目の（3）について、「知る機会」を「知る権利」とし、よりはっきりとした表現に改めました。

「文書館の機能」ですが、（1）文書の収集、整理、保存、補修について修正をしています。前回の案ではここに市民ボランティアについて書いていましたが、ボランティアという表現についてご意見があり修正しました。また、「文書の整理や補修...、文書館だけの力ではなく、幅広い市民と文書館とが協働して...」と、全体の書きぶりも変えています。この修正の意図としては、文書の収集、整理、保存、補修という機能は、あくまで文書館の役割として、文書館の責任において行うものであるということが「文書館だけの力ではなく」というところに表現されていると思います。しかし、それだけではなく、市民と協働して作業を進めていけるような仕組みを考えなければならないということで、このように修正したものです。

次の文書館が取り扱おうとする文書について列挙しているところについて説明します。まずはア) 地域の歴史、文化、産業などに関する文書ですが、4 ページをご覧ください。「なお、こうした家文書として残されてきた江戸時代以来の文書には...」という文を追加しています。ここでも、文書館が扱う資料が地域の公共財としての性格を持つということを強調しました。

その次ですが、「文書の所蔵者である家や団体等」の「等」を「など」としました。その同じ段落の下から2 行目にも「地域の歴史を跡づける公共財」を加えています。この点は修正案を作成する際に非常に迷ったところです。前回の案では、「市史編さん事業でこれまで収集、整理してきた文書についても、市民共有の知的資源として」としていました。地域の公共財という言葉はこの文章のキーワードだと思いますので、ここにも書いておきたいという思いはあります。一方、「市民共有の知的資源」とどう対比させて書けばよいか非常に迷った部分です。とりあえず修正案では併記をしています。「市民共有の知的資源」は公文書管理法を意識して用いた言葉ですので、これはこれで残しておきたいという思いもあります。

次のページに移ります。ここでは、こういった公文書が歴史公文書にあてはまるかということを書いてあります。4つ目のポツですが、「災害」を加え、「市の歴史、文化、学術、事件、災害など」としました。前回の案でも（5）文書の保全で災害に触れていますが、昨今の状況を鑑みて、災害に関する記録も収集の対象にしてはどうかとご意見をいただき、追加しました。

次に（2）文書の調査研究について、「市民やほかの研究機関などと積極的に交流・協働」としていましたが、「市民や大学、博物館、資料館などの研究機関と」と、より具体的に記述しました。

その2行先、「留まらず」は漢字の誤用なのでひらがなに直しています。

その次の行についても、前回の会議でのご意見を踏まえて加えたものです。市民が自分で勉強することができる「学習の場づくり」ということについてご意見がありました。どこに書くのか迷いましたが、市民が学習や調査に取り組めるようにするその前提条件として「学習の場づくり」が必要であるという流れにするために、この部分に加えました。

その次の段落では、「地域における歴史的総合調査」という視点に立って、調査研究に取り組んでほしいということを書いています。この最後の部分に、「市民と協働して」という言葉を追加しています。すでに実践していることですが、明記することでより「市民との協働」を強調しました。

次の（3）文書の公開レファレンスについては、前回、デジタルアーカイブについてご意見をいただいた箇所です。

1行目「文書館が収集した文書は地域の歴史を跡づける公共財であり、市民共有の知的資源であるため」としました。ここも、先ほどと同様に「市民共有の知的資源」としていましたが、地域の公共財という観点を加えたものです。

同ページの一番下の部分ですが、ここはデジタルアーカイブについて書いたところです。ここは記載場所を見直し、（3）の最後に移しました。

7ページの2行目は「文書館にある資料は、既述のとおり、地域の歴史を跡づける公共財としての性格」としてあります。前回の案では、ここで初めて地域公共財という文言が出ていたのですが、修正案ではすでに何度か言及していますので、「既述のとおり」を加えました。

その3行後では、公開の制限について言及しています。当初は「公開を制限できるようにしておかなければなりません」としていましたが「必要もあるでしょう」と、書き方を和らげています。

その2行あとは「留める」は「とどめる」に改めました。

次の部分は公開制限の期間について書いています。前回の案では「場合によっては公開制限を有期にするなどの対応も考えられるでしょう」と、かなり緩やかな表現にしていたのですが、「時の経過」について明記したほうが良いとのご意見があり、「『時の経過』を考慮し、公開制限を有期にするなどの対応が必要です」としました。

次に、文書の所蔵者に文書の公開の許諾を取っていかなければいけないということを書いているところですが、この部分の最後に「その際には、文書が地域の公共財であるということを丁寧に説明し...」という1文を追加しました。所蔵者の方が拒まれるものを無理に公開してはなりません、文書が地域の公共財としての性格を持っているということを丁寧に説明して、出来る限りご協力いただけるよう努めなければならないということを加えたものです。

最後の段落ですが、ここにデジタルアーカイブのことを書きました。デジタルアーカイブについて、この提言書の中に詳しく書き記すことは難しく、それはそれで改めて議論が必要になる大きな論点だ

と思いますので、ここでは議論を進める必要があるということを書き記すにとどめています。また、現在進行形の文書の撮影やマイクロフィルムのデジタル化などの作業も進めるように、と書いています。

(4) 調査研究成果の共有・情報の共有についてですが、簡単な語句修正を行ったほか、5行目では学校教育との連携について、「連携を強化していくことも必要です」とより強い表現にしました。

その次の段落でも、「文書が地域の歴史を跡づける公共財としての性格を持つこと」と加えました。

(5) 文書の保全については、簡単な語句の修正を行ったものと、定期的な現状確認をすることが「必要だ」と表現を修正しています。

次に、4. 施設、体制など(1) 人材です。修正のポイントとしては、前回の議論を受けて、市史の蓄積に対する理解が必要で、なおかつアーキビストとしての能力も求められてくるということを意識しました。また、「認証アーキビスト」については削除し、歴史公文書の取扱いに関して研鑽に努めなければならないという書き方に修正しています。

(2) 施設については、前回会議で、直接的にご意見が出たところではありません。今回、新たにご提案するものです。これは、第1回会議でお配りした長野県安曇野市の提言書を参考にしたものです。前半の「段差の解消」や「スロープの設置」については、公共施設であれば当然求められることですので特にご説明はしませんが、後半部分の職員や文書の動線に気を配るとはどういうことなのかご説明します。第1回会議の際にご覧いただいたとおり、市役所分館市史編さん室の資料保管庫は、書架と書架の間隔が詰まっていて、文書箱を出し入れするのにたいへんな困難を伴います。ですから、新たな書庫も同じような広さでは足りません。文書の出し入れがスムーズにできないと、文書自体を傷めてしまう危険性もあると思います。また、未燻蒸の文書が燻蒸済みの文書の保管場所を通らないようにということも、文書の劣化防止の観点から必要です。こうした書庫の配置や書架の並びということをご設計の段階で考える必要がある、ということをご新たに盛り込んだものです。

(4) の例規などは、前回の議論を踏まえて新たに設けたものです。「一般に、地方公共団体が設置する公文書は、究極的に住民の福祉を増進するための施設であり…」という部分は、当時の総理府が出した、公文書館法の解釈に基づく記述です。また、公文書館法においても、地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、条例で定めなければならないとされています。このように、公文書館については、公文書館法で条例による設置が規定されています。本市が設置を目指す文書館も同様に、「公の施設」として理解でき、設置にあたっては条例の制定が必要であることは疑いのないことかと思えます。また、後半部分は、これまでにも書いてあることですが、公文書の評価選別や文書の公開にあたっての基準などを整備することをここでも求めています。

最後の(4) 運営協議会の設置については、文書館を運営するにあたり、迷ったことがあったときに協議できる機関を設置するということを書いています。前回の案ではおおざっぱに書いていたのですが、文書の評価選別や公開に関することと、より具体的に記述しました。

「おわりに」については、まだありませんが、前回と今回の議論を踏まえて、むすびの言葉をいただきたいと思えます。説明は以上です。

#### ・委員長

全体として、前回の議論を踏まえて、的確に修正していただいていると思えましたし、「地域の公共財としての文書」という背骨を通したような形になったと思えます。新たに付け加えた点も、それ

ぞれ理解しやすいもので、前回の案よりも1歩、2歩前に進んだという印象を持っています。ただ、色々お聞きになりたい点もあると思いますので、ご意見を出していただきたいと思います。

2ページの基本理念のところですが、先ほど「ダミー」と言われましたが、私は非常に的確なものになっているのではないかと印象を持っています。過去から学び、現在を捉えて、未来を見通す、とても重要な施設であるということが表現されていて、良いのではないかと思います、みなさんいかがでしょうか。

・島田委員

今のところについては、発言したいと思っていたところです。基本理念ということですが、この提言書全体を通じて重要なことが書かれていくわけです。「基本理念として一言で集約すると」とありますが、この後も大事なことがたくさん書かれていくので、それをどう考えていくのかということもあります。

それは置いておくとしても、「過去に学び、現在（いま）を捉え、未来（さき）を見通す」とありますが、「未来」の読み方は「みらい」が良いと思います。それから、これでは時間軸が語られているだけだと思います。この前の部分に地域の公共財ということが書かれています。ですから、「わたしたちの地域」とか「わたしたちのまち」という言葉が入っていればよいのではないかと思います。

・事務局（細川）

「ダミー」は私が考えたのですが、自分でも、和泉市の独自性が足りないと感じています。ある意味、一般的すぎるとも感じていました。しかし、私の力不足で良い案が出せていない状態です。

・佐賀副委員長

島田委員が言われたうち、「未来」に「さき」と仮名をふっていますが、それなら「過去」のところにもつけなくてはいけなくなるので、無理して仮名をふらなくてもよいのではないかと思います。

また、時間軸的なことしか表現されていないので、その前に書いていることを反映したような文言が考えられないかということは、確かにそうだと思います。その場合、公文書をイメージしたような「知的資源」という言い方だけでなく、「地域の公共財である文書」ということを強く意識して両者を並べるということに、ひとつの特徴があると思います。もうひとつは、文書館を場として、市民と協働するということも基本理念の柱だと思います。地域の公共財としての歴史資料という観点を軸にしつつ、市民との協働を謳って、それを前提に「過去に学び、現在を捉え、未来を見通す」ということが表現できればいいと思います。「集約」と言いつつ長くなってしまいますが。

・委員長

「1. 文書館の基本理念」の全体が、佐賀さんがおっしゃったようなことを表現しているのだと理解しています。それを受けて、「以上のことを文書館の基本理念として」と書かれています。はじめのところに「人びとが営々として築き上げてきた『生活構築の歴史』」とあり、それを理解するためには地方の公共財である文書がいかに大切であるかということが書かれています、それが「過去に学び」と表現されています。「人びとが営々として築き上げてきた『生活構築の歴史』」を踏まえ、

現在を生きる我われがどういう歴史的位置にあるのかということを考え、「『わがまちのこれから』について考える機会づくり」をするということが、「過去に学び、現在を捉え、未来を見通す」と表現されていると思いますので、これでいいのではないかなと思っています。

・佐々木委員

「未来を見通す文書館」とありますが、「見通す」だけでは少し残念かなと思います。「未来を歩むための」などとすればもう少し能動的になるのではないかなと思いました。過去から学んで、現在を考えて、そして次のステップに進むための施設であるということを表現されたほうが、より能動的になるのではないかなと思います。

もう1点。基本理念のところに「地域の公共財である文書」とあります。この文中に書かなくてもいいですが、文書だけでなく写真など色々な歴史資料があると思います。ずらずら書き並べる必要はありませんが、もう少し幅広い資料を扱うということを書いてもいいのではないかなと思います。

・前田委員

時の流れがしっかり書かれていて、とてもよく出来ているとおもうのですが、何か物足りないような気がしていました。みなさんのご意見をお聞きしてなるほどと思いましたし、「未来へ歩むための」というのはとても良い案だと思います。

しかし、長ければよいというものではなく、あくまで簡潔にしておかなければなりません。

・副委員長

文章自体はこのままでも違和感はないのですが、キャッチフレーズのように、この文脈から切り離してもその前に語られていることを表現できるようにするのであれば、たとえば「地域や市民とともに」という言葉を先頭に付ければ、全体の趣旨を表現できるのではないかなと思います。「見通す」としているところは、佐々木委員の案でも良いと思いますし、元のままでも良いかなと思いました。

・委員長

ここはなかなか難しいところで、盛り込みたいことを全て盛り込むと一言になりません。たしかに「見通す」は現時点から見通しているだけなので、未来を創造するというイメージの言葉があればその方が良いと思いますし、「地域や市民とともに」という言葉もうまく入れられればあったほうが良いと思います。もとの案もシンプルかつ一言で表されていて良いなと思ったのですが。事務局のほうから何かコメントはありますか。

・事務局（細川）

自分で考えておきながら、「もうひとひねり欲しい」ということは常に思っていました。その点について、佐賀先生や佐々木先生から具体的な案を頂けて良かったと思います。ぜひご意見は盛り込ませていただきたいと思います。一般的過ぎるかなという思いはありつつ、先ほど塚田委員長がおっしゃったとおり、前の部分で書いてあることを「過去に学び…」という文言に集約したつもりではありますが。あとは市民との協働という観点であったり、地域の公共財という視点であったり、そうした和

泉市らしさを表現したものにできればと思っています。

・委員長

一般的であると同時に、これは普遍的な問題であると思います。そこに和泉市らしさということをつけ加えたほうがよいということであれば、そのようにしていただければと思います。「過去に学び…」ということは、一番基本に据えられるべきことだと思います。色々な意見が出たということで、少し工夫していただければ良いと思います。委員からもより良い案がありましたら、集約していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それ以外にも色々ご質問やご意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。

・前田委員

自治基本条例前文の引用箇所、「市民相互の協働」と「市民と行政との協働」とされていますが、ここは鍵括弧内ですので、二重鍵括弧にするべきだと思います。

・事務局（森下、細川）

ありがとうございます。修正いたします。

・委員長

先ほど佐々木委員から、「地域の公共財である文書」について、もう少し幅広くイメージした方がよいのではないかとご意見がありました。3ページの3. 文書館の機能のところ、「文字資料だけでなく、写真や図画なども含みます」と説明されています。基本理念の文中にこの文言を入れるほうが良いでしょうか。文書館で取り扱う資料を狭く捉えられないように、という趣旨だと思います。

・佐々木委員

そうだと分かった上で申しますが、「基本理念」なので最初に書いておく必要があるのではないかという気がしています。下のほうに「写真、書画、その他電磁記録などを含みます」と註を入れるなりしても良いのではないかと思います。

それから、先ほどから「和泉市らしさ」と言われていますが、こういう理念で文書館を作ろうとしていることそのものが、とても和泉市らしいのではないかと思います。

・委員長

背骨を通すために地域の公共財という言葉を入れようとしたときに、文書館なので文書という言葉が代表して入れたということなのだろうと思います。そうすると、ここに文書という言葉がはじめて出てきてしまうため生じる問題であるということでもあると思いますが、先ほどのご意見について、可能であれば工夫をお願いします。

・副委員長

今の点にも関わりますが、地域の歴史を跡づける公共財という表現が何度か出てきますが、そこ

について議論してもよろしいでしょうか。

4 ページのイ) の手前に「地域の歴史を跡づける公共財・市民共有の知的資源」と書かれています。が、「・」はおかしいと思います。「、」か「あるいは」にすべきだと思います。同様に6 ページ(3) 文書の公開、レファレンスのところで、「地域の歴史を跡づける公共財であり、市民共有の知的資源であるため」としているところは「...であり、...でもあるため」としたほうが良いかと思います。基本理念のところ、「地域の公共財」という言葉が出てきましたので、「地域の歴史を跡づける公共財」という言い方は、どちらかというと全体を包括する文書館における文書の性格を表現した言葉だと思いますが、併記しているところの書き方は、市史編さんの過程で集めた民間の地域歴史資料を指していて、歴史公文書を併記して「市民共有の知的資源」という言い方をしています。このあたりをどう理解して、表現を整理するのがいいのかなと思いました。収集すべき文書の中に、まず地域資料が出てきて、その後で歴史公文書という並びになっていますので、それぞれを念頭に置いて、併記するときはこの順番で「、」なりで繋げば良いのではないかと思います。「地域の公共財」という言い方は歴史公文書を含めて使っている局面もありますので、そのあたりをどう整理するのが良いのかなと思いました。「こうしたら良い」というのがあるわけではありませんが、今の基本理念の書き方で、前者を念頭に置きつつ、でも後者も歴史公文書を含めて使っているという言い方でも構わないかなとは思っているのですが、議論して詰めておいたほうが良いのではないかと思います。事務局がどう考えて書いたのかを教えてください。

・事務局（細川）

実は、どのように書くのか一番迷ったところです。当初の案には「地域の歴史を跡づける公共財」ということは入れておらず、「市民共有の知的資源」とだけ書いていました。しかし、第2回会議での議論を踏まえて、やはり「地域の公共財」と書くべきであろうということでそう書いてみました。そう書いてみたものの、文書館が扱う資料は「市民共有の知的資源」という性格も同時に持ち合わせているものだと思います。公文書管理法を意識した書き方ではありますが、それはそれとしても、地域資料についてもこのような性格を持ち合わせているのではないかと思います。必ずしも公文書に限らないことではないかと思しますので、これはこれで残しておきたい。しかし、この二つをどう対比して、どう整理して書き表すのが難しく、「・」で繋いでいるのも、意図的にしたというよりは、苦し紛れというのが正直なところです。ですから、どのように整理するかは、まさに議論の中で見出していきたいと思っています。

・副委員長

分かりました。たとえば基本理念のところにも、「知的資源」という言葉を併記するという手もあるかなと思いました。2 ページの基本理念で、「地域の公共財であり市民共有の知的資源でもある」としてみるということです。概念としては重なると思うのですが、比重の置き所がなんとなく地域歴史資料と歴史公文書ということになると思います。本質的にはどちらでもあると思うので、基本理念のところ併記すれば、この後出てくる併記も全て同じ考え方で文書館が扱う文書全体に関わる表現であるという説明がつくかと思います。

・島田委員

今のやり取りはどうなっているかと言うと、おそらくここで作ろうとしている施設が扱う対象物に対する定義がないのですね。館の話から始まっていると思います。文書館の基本理念から始まっています。そこで扱うものがどういう性質を持っているのかということは今説明しようとしているのだと思います。先ほど6ページの(3)のところでも事務局が説明されたことは私も同感です。副委員長からあった意見が、それを最初のところに示してみてもいいということだったのですが、私もそういったことを言おうかなと思っていたところです。

一番軽微な修正としては6ページの(3)文書の公開、レファレンスの1行目ですが、「文書は地域の歴史を跡づける公共財であり、市民共有の知的資源である」と、いったん文を区切ってしまおう。そして、そうしたものを公開するというのが、市民が最も期待することです、と続ける。こうしてみるとよいのではないかな、というのが議論を聞いていて考えたことです。

・委員長

佐賀さん、いかがですか。

・副委員長

私自身の意見としては、2ページのところに地域の公共財と知的資源を併記しては如何か、ということですが。

・島田委員

私もそれで良いかと思っただけの発言でした。

・委員長

みなさんがそうした方向でお考えであれば、併記ということもありうると思いますが、私はどちらかと言うと、「地域の歴史を跡づける公共財」のほうが、より包括的でより重要なのではないかと思います。イコールと言えるかもしれませんが、イコールではない。「知的資源」があまり良い言葉ではないな、という印象です。「市民共有の」というところは良いと思いますが。

・副委員長

委員長のおっしゃることはよく分かります。

地域の公共財と市民共有の知的資源は、ほとんど重なる概念であると思いますし、併記してもいいし一本化してもいいと思いますが、先ほどのキャッチフレーズで言う「過去から現在」「現在から未来」という比重でいうと、公文書管理法や歴史公文書を未来に向けて活用するという発想はどちらかと言うと現状を正確に把握して、それをゆくゆくは検証するという側面が強いかと思いますので、知的資源と言う言葉は「現在から未来」に相対的に比重があって、地域資料はどちらかと言うと「過去から現在」という感じになるので、両者を併記すれば、キャッチフレーズとも合うという考え方もありうるかなと思いました。併記にこだわりはしませんが。

・委員長

分かりました。他に色々あるかと思いますが、今の議論のような方向で内容を整えていくということで進めていけば良いかと思います。

・副委員長

別の点ですがよろしいでしょうか。全体としては、委員長もおっしゃったとおり、今回の修正は適切で、とても良くなったと思います。

たとえば、4ページの2段落目の「なお」以下の追加部分もとても良くて、先ほど議論になりました「地域の公共財」について、全体を通して言及するという意図で触れているのは、とても良いと思います。また、「地域の公共財」としての性格がそのように表れているということを書き添えるのは、その後にも出てくる文書の公開の部分で、地域歴史資料についても、つまり個人の家に残ったものでもやはり原則公開であるということに繋がる伏線にもなる記述かと思いますが、この記述の追加は賛成です。

それに関わって、7ページの上のほうですが、前のページから続いているデジタルアーカイブについての記述を最後に持って行って、確かに据わりがよくなったと思います。

その次の段落で「文書館にある史料は、...原則として閲覧に供する必要があります」と書いています。前回議論になった点ですが、「原則は公開」という文脈になっていたと思いますが、もし可能であれば「原則として公開し、閲覧に供する」としたほうが、「原則公開」ということが強調できると思います。以下の内容については基本的に了解しています。「時の経過」というキーワードも入りましたし、「文書が地域の公共財であることを丁寧に説明し、所蔵者の理解を得られるように」ということは、つまり所蔵者の理解を得られなければ、むやみに文書を公開しないということも担保されているということになると思います。ただ、理念として、「原則として公開」という文言があったほうが、よりよくなると思いました。

・委員長

今、佐賀副委員長からご発言があった点について他の方からのご意見はありますでしょうか。

・佐々木委員

私も佐賀副委員長と同じく、デジタルアーカイブについて、据わりがよくなったと思います。そう思ったと同時に、「原則公開」と一言入れておけば、後々、いろんなことが進めやすくなるのではないかと考えます。

それと、デジタルアーカイブについての段落の2行目、「デジタルアーカイブの公開」とあります。デジタルアーカイブがすでにあるのであれば、「デジタルアーカイブでの公開」となりますし、これから作るということであれば、「デジタルアーカイブの構築」ではないかと思いますが。また同じ段落の下から2行目「文書のデジタルカメラでの撮影」とありますが、デジタル化はカメラでの撮影だけではありませんので、「文書やマイクロフィルムのデジタル化」で充分ではないかと思いますが。デジタル化の方法はどんどん変化しますから、方法は問わず「デジタル化する」ということが書かれていればよいと思います。ただ、マイクロフィルムについては急いでいるでしょうから、これは残すとし

て、「文書やマイクロフィルムのデジタル化」とすればよいのではないかと思います。

・委員長

今の最後の部分について、意味の確認ですが、文書のデジタルカメラでの撮影というのは、紙文書でまだ撮影をされていないようなものの撮影と言う意味ですよね。それから、マイクロフィルムのデジタル化というのは、マイクロ撮影した物のデジタル化ということですね。

・事務局（細川）

そのとおりです。

・前田委員

前回、残っている資料は良い事ばかりが書かれているわけではないので、子孫の方がどう思われるだろうかという話をしました。その後、地元の方が、市史を読んで自分の先祖のことが分かったと喜んでおられるのを聞きました。それも、家で資料を残しておいてくれたからこそ分かったのだ、とおっしゃっていました。こうやってみなさんに知っていただくことがとても大事なのだと思います。悪い事ばかりでなく良い事も多いのだと思いました。

それと、デジタルアーカイブのことですが、この数行の中に「デジタルアーカイブ」という言葉が3回も出てくるので、もう少し簡潔にできるのではないかと思います。

・塚田委員長

「デジタルアーカイブの公開も必要です」という部分について、佐々木委員からご意見がありましたけれども、具体的にどのように書き直すのが適当でしょうか。

・佐々木委員

デジタルアーカイブをこれから作るのであれば「構築」が良いでしょうし、すでにあるのであれば「での公開」が適当ではないかと思います。

・事務局（森下）

「構築」のほうが良いかもしれませんね。

・塚田委員長

デジタル化されても、公開できるような形にされていなければ、構築とは言えないのでしょうか。

・佐々木委員

これから人に説明していくときに使いやすい表現にしていればよいと思います。和泉市が今やっておられる業務に沿う形で言葉を考えていただければ良いと思います。

・事務局（森下）

分かりました。

・事務局（細川）

佐々木委員のご指摘を聞いて、準備はすでに完了してあとは公開するだけであるという誤解を招きかねないと感じましたので、後の部分に準備を進めなさいという文は入れてはいますが、「構築」であるとか、今から作っていくのだということが明確に伝わるように改めたいと思います。

・委員長

私から、意味の確認をしたいところがあります。5ページの収集する公文書が示されているところですが、4つ目の「市の歴史…」とあるところの「市」とは、自治体としての市ですか、それとも市域なのですか、市民なのですか。

・前田委員

私は市域を指していると思いました。

・委員長

2つ目のところでいうと、「市民の権利及び義務」とあり、これは「市民」以外はありませんよね。「市」というのは市域でしょうか。

・事務局（森下）

他自治体の例を参考にしていまして、他市の場合ですとおそらく自治体としての市を想定しているのではないかと思います。

・副委員長

ここはもともと歴史公文書の説明を書いている、一義的には市役所で行っていること、市役所内部のことを記録しているものを残すのが市民との関係において責務があると思いますが、それだけではなく当然市役所の活動を通じて、そこに社会のことが反映されるので、この部分というのは、自治体としての市も市域も両方のことだと思います。明記するのであれば、「市の組織及び市域が関わる」とする方法もあるかなと思いました。

・委員長

1つ目の「実施機関の組織及び機能」というのが、自治体としての市ですよ。

・副委員長

どういったものがイメージされるかというと、たとえば市役所で何か大きな問題が起きたというときに、それを報じた新聞などを公文書の中にスクラップしたものが残されたり、市民からの投書や、市民の意向を調査したようなものを市役所側が集めて、公文書にするということはあると思います。これは単に市役所内部でしか見られない一次史料的な記録を残すということだけではなく、市役

所が当時の社会の反響などを集めて記録し、公文書として用いていたものを残しておけば、内部資料に関連した外の資料が歴史公文書の中に一体として残るし、後で検証可能になる、という感じだと思います。その意味では両方の意味にかかるのだということだと明記してもよいのかなと思います。

もう1つよろしいですか。7ページの公開に関わる点ですが、佐々木委員にも賛同いただいたので「原則として公開」ということでひとまず理解しております。それと関連して、前回の会議で公開の判断について、その組織についての定めが必要ではないかということでした。今回の案では最後の「運営協議会の設置」のところに「評価選別や公開に関すること」と書いているので、そこで担保されているとは思いますが。しかし、誰が担うような組織であるのかということを書いていません。ここはやはり学識経験者や市民を含む第三者的な人が文書館の活動をチェックしながら、助長奨励できるような組織であるべきだと思いますので、構成員の例示が必要ではないかと思います。

それと関連して、7ページの公開に関する記述にも、公開基準の妥当性については、第三者が入った組織で判断するといった趣旨を盛り込んだほうが良いのではないかと思います。

・事務局（森下）

佐賀先生がおっしゃられたのは、公開の基準を学識経験者などの第三者的な組織が定めていくということなのか、日々の現場における公開・非公開の判断についてのことなのでしょう。

・副委員長

実際の運営の中で公開の判断をする、その妥当性についてです。

国の公文書管理委員会では、不服申立ての審査なども担当しています。そうした仕組みをどう整えるかは今後の課題だとは思いますが。要は公開の妥当性を検証する仕組みが、第三者も入ったところで行われるという趣旨の文言が入っていたほうが良いのではないかと思います。

・事務局（森下）

それは当然、検討しなくてはならない課題だと思っています。

・委員長

それでは、そこも検討をお願いします。

・副委員長

今回の文書で言えば、最後の運営協議会のところに、先ほど言ったような学識経験者や市民委員が入るということを書いて、7ページの公開に関する記述のところで運営協議会に公開の妥当性を判断してもらうなど、という趣旨の文言を入れておけば、先ほど私が言ったことは最低限確保されるのではないかと思います。

・島田委員

私もそのとおりでと思います。（4）例規などに関わってくるころだと思います。異議申し立てを受け付けるということになってきますと、運営協議会ではおそらく不足するというか、権限や法的

な位置づけを考えなければならない点も出てくるかと思えます。条例をはじめとする制度の射程ということで、想定をしておいていただければと思います。

別の話ですが、3ページの文書館の機能で、(1)文書の収集、整理、保存、補修とあり、そこに市民と文書館が協働すると書かれています。趣旨はその通りだと思いますが、「文書館だけの力」ではなく「文書館の力だけでなく」ではないかと思いました。言いたいことはよく分かりますが、こう書いてしまうと、文書館ひいては市の責任ということが後退してしまう気がします。これは全体のトーンに関わることもかもしれないと思います。この文書は、教育長から諮問されて答申しようとしているものですが、今議論している文書館の業務全てが市の責任であるということをごどこかに指摘できないかなと思います。地方自治体の責任として公共財を扱うことになると思います。全体を通してそういうことを書いていると思いますが、あえて書いておいたほうが良いのではないかと思います。

・委員長

先ほどの事務局の説明では、「文書館だけの力ではなく」に、文書館が主体であり責任を持たなくてはならないということの意味が込められているということでした。最初の案では、島田さんがおっしゃったような危惧もあったと思いますが、その点、配慮して修正を行ったものです。それだけでは足りないということかもしれませんが、市全体として、そういう責任があるからこそ文書館を設置するのだということであると思います。「おわりに」のところ一言、「こうした文書館を設置するのは市としての責任である」ということを入れたほうが良いのではないかと思います。まだ「おわりに」がありませんので、そうした一言を入れてもいいのではないかと思います。

・副委員長

委員長のご意見ももともとだと思いますが、たしかに「文書館だけの力ではなく」という文を見ると、「安上がり行政」の根拠にならないように注意しなければならないなと思いました。修正するならば、専門性を持つ文書館の職員が主導する、責任を持つということは当然だが、それだけではなく、市民と協働して...として、お互いに学び合いながら、という書き方をするのは一案かと思えます。

・委員長

そのとおりだと思います。もともとは、ここは市民ボランティアということからはじまって、前回の議論で市民ボランティアという言い方には違和感があるという意見が出て、「幅広い市民と文書館が協働して」と修正したものです。市民ボランティアという書き方だと、ある意味、文書館が主導であるということが自明だったのですが、今回の修正によってそこが薄らいだという経緯もあると思います。もう一度、市と文書館の責任ということを確認した上で、幅広い市民と協働するという形で、文書館だけではできないということも含め、文言を付け加えたほうが良いかと思います。

・副委員長

関連した事項についてよろしいですか。9ページ(1)人材のところについてです。前回の議論を踏まえて修正していただき、良くなったとは思いますが、3行目に「専門職員のいっそうの充実が必要」とあります。どちらかというと、専門性を高めるという文脈で書かれています。市民との

協働も含めて、これだけ多彩な役割や機能が書かれてきていますので、やはり人員の体制、具体的に言うとアーキビストの人数も含めて強化するべきであるという主張は、論理的にも必然ではないかと思っておりますので、人員体制の面でも強化する必要があるし、専門性の向上も両方が必要だという書き方に、より積極化したほうがいいのではないかと思います。

・島田委員

はっきりと専任職員と書けば良いのではないのでしょうか。「人員を配置します。しかし非常勤です」ということになってしまいそうな気がします。

・事務局（森下）

どう表現するのは事務局で検討したいと思いますが、専門性を持った職員が必要であるということは重要だと思っていて、専門の正職員を配置するということを提言書に入れるのは良いことではないかと思っております。来年度の4月から文献を専門とする職員が1人入りますので、4月からは充実もしていくかと思っておりますし、第1回の委員会でも申しましたが、現在の市史編さん室はいずれ移らなければなりません。もし、本日の会議がオンライン開催でなければ、歴史館の会議室で開催して、収蔵庫などをご見学いただこうと思っていました。というのも、市史編さん室の行き先の1つとして、歴史館が候補にあがっています。歴史館と市史とを合体させて、歴史館の中に文書館をしっかり位置づけて、歴史館そのものも博物館法における博物館というふうバージョンアップしていければいいと思っております。課全体として体制を強化していきたいと、そうしたことも1つの方法として考えているところです。市役所分館を除却後どこに移るのかということは、まさに庁内で検討しているところですので、次回会議に間に合いましたら、より積極的な表現にできるよう考えてまいります。

・委員長

現在、3時40分を回ったところです。本日の議論も充実していたと思います。

・副委員長

言おうと思っていたことをまとめて話してもよろしいですか。

1つ目は、先ほどの件に関わって、私の意見として言いますが、あれこれ前置きはつけずに、人員体制の強化というところでいいますと、島田委員の意見も踏まえて、専任の常勤の職員が最低でも3名は必要ではないか。地域資料担当と、歴史公文書担当と、市民との連携や普及やデジタルアーカイブの担当とで、3名または4名は専任の職員が必要なのではないかということ述べておきます。

それから、8ページ（5）文書の保全の「地域文化財レスキュー」についても申しておきます。もう少し付け加えるならば、地域の内外の、公私にわたる団体や市民と連携するという趣旨も入っていたほうがいいのではないかと思います。

佐々木委員がよくご存じだと思いますが、阪神淡路大震災以後、全国に地域資料の保全団体が出来ていて、大学や市民など、必ずしも行政機関でないようなところからも連携や支援を求めて協力するということが、今や当たり前になってきていると思います。そうしたことも文面として「地域の内外の、公私にわたる団体や市民と連携して、地域の文化財の保全に取り組む」という趣旨が入ってい

ば、より磐石ではないかと思えます。

もうひとつ、10ページから11ページにかけての(4)例規などについてです。内容的には、前半は文書館の条例によって設置すべきだという、前回の島田委員の意見を踏まえたものになっています。これは「設置の法制上の根拠」など、別の項目を立てたほうが、内容を示す項目としてもよりよいのではないかと思います。「例規など」というのは、2つ目の段落に関わることとして残すけれども、その前に設置形態であるとか、設置の法制上の根拠というような項目を設けて、条例設置が必要であるという書き方にして、項目を独立させてはどうかと思いました。

・事務局（細川）

島田先生、佐賀先生から人員についてのご意見がありました。第1回会議でお配りしている、参考資料6の福島県郡山市の報告書の4ページに運営体制であるとか、人員配置についての意見が書かれています。こうしたものも参考にしてもよいかと思います。

その資料中第2章の1(2)に、「歴史資料を保存していく責任を果たしていくためには、市の直営施設でなければならない」とあります。こういった点も、先ほどの議論でありました「文書館の機能は市の仕事である」ということに繋がると思えますし、郡山市の委員さんもこうしたことを意識して提言されたのかなとも思いました。

・塚田委員長

今の点はとても重要であると思いました。市の責任において、ということに関連して、指定管理にはなじまないという観点も非常に重要だと思います。人員についても、少なくとも専門の常勤職員が必要であるということは、専門職員というだけではなくて、「常勤の専任職員」としたほうが良いように思います。人数についてまで書くかどうかは微妙ですけれども。

・副委員長

もうひとつよろしいですか。10ページ(2)の最後の箇所です。燻蒸ずみの文書と未燻蒸のものが、動線が交錯しないようにとありますが、そもそも保管場所が別であるという前提が書いてあったほうが良いかと思います。保管場所が混在しないよう、あるいは、動線が交錯しないようという書き方にしてはどうかと思いました。保管場所が混在しないことが大前提ならばそれでよいですが。

・塚田委員長

細かい文言について、2、3気づいているところがあります。5ページウ)行政刊行物のところで「貴重な歴史資料になりえます」と書かれていますが、「貴重な歴史資料です」に直してください。それから、9ページの(1)人材の2行目で「文書館の諸活動をする」とありますが「行う」に変えたほうが良いのではないかと思います。

10ページの(4)例規の1行目に「究極的に住民の福祉を増進するための施設であり」とありますが、この「究極的に」とはどういう意味でしょうか。

・副委員長

社会福祉施設や病院などのように、直接福祉を増進するものではないけれども、本質的には、という意味ではありかな、と思っていますが。

・事務局（細川）

突き詰めていうと、ということになるかなと思います。

・委員長

そういうことであれば良いのですが、「究極的に」とはどういう意味なのかなと思いました。無くても良いのではないかと思います。

・佐々木委員

無くてもよいかと思います。

・副委員長

私もそう思います。

・佐々木委員

文言の話題になっていますので、同じく文言の話をしたと思います。6ページ1行目の「大学、博物館、資料館などの研究機関」としているところですが、「研究機関など」とすべきではないでしょうか。市民と研究機関だけで調査研究を行うわけではありません。

・副委員長

そうすると「大学、博物館、資料館などの研究機関など」と「など」が連続してしまいますね。最終的な表現については事務局にお任せします。

同じく文言の話ですが、9ページ3行目「必要な助言をすることが必要だと」とありますが、「必要」が続いていますので、「必要な助言をすることが欠かせない」「不可欠だ」「望ましい」などと言い換えてはいかがでしょうか。

・委員長

終了予定の4時に近づいてきました。この際、さらに何かありましたらご意見をお願いします。よろしいでしょうか。島田委員や前田委員からも何かありませんか。

・島田委員

以上の議論で異存ありません。

・前田委員

なるほど、と思いました。

・委員長

それでは、以上で本日の審議は終了します。

次回の委員会では、今回の議論を受けて再修正した案を確認したいと思います。次回の会議で全体の取りまとめという形になろうかと思えます。

また、冒頭に申しましたとおり、会議録についてもご協力をお願いします。

それでは、事務局にお返しします。

・副委員長

1つ質問よろしいですか。次回から答申までの段取りを教えてください。今回のような議論が可能であるかどうか。

・事務局（森下）

ありがとうございました。

初の本格的なオンライン会議で不安な点もありましたが、無事に進み、安心しているところです。その一方、宿題もたくさん頂きましたので、これから大変だなと思っているところです。実際に答申としてどのように書くか、難しいところもありますが、これはあくまで委員会からの答申として頂くものですので、表現についての調整をしつつ、先生方のご意見をまとめていきたいと思っています。

冒頭で申すべきでしたが、今回のオンライン会議の開催にあたっては、佐賀副委員長にご尽力いただきました。お礼申し上げます。

次の第4回会議ですが、来年度のなるべく早い段階、5月ごろを予定しております。日程については改めて調整のご連絡をいたします。次は最後の会議になりますので、そこに向けて、事前に先生方に再修正案をご覧いただき、委員長とも相談しながらまとめていきたいと思っています。ですから、会議までに先生がたからご意見をいただけるようにしたいと思っています。また、第4回会議の場で、再修正案がそのまま通らない場合、再度事務局で引き取ることもあるかもしれませんが、先生方のご意見をうまく取り入れながら最終の案を作っていきたいと思っていますので、次の会議までにご協力をお願いすることも出てくると思いますので、よろしくお願ひいたします。

答申がまとまりましたら、委員長から教育長へご報告いただき、プレスにも公開したいと思います。

それから、私事ですが、第2回の会議で申しておりましたが、国立公文書館の認証アーキビストに申込みをしておりました、無事に認証されました。ご報告まで。

それでは、以上をもちまして第3回文書館業務検討委員会を終了します。ありがとうございました。